

告示第188号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定による令和7年度特定計量器定期検査を次により行う。

令和7年7月1日

上田市長 土 屋 陽 一



1 定期検査を行う区域

上田地域自治センター区域のうち次の区域

(1) 上田地域自治センター区域のうち次の地区

北部地区（山口自治会のみ。）、城下地区、川辺・泉田地区、神川地区（上堀自治会を除く。）、神科地区、豊殿地区、富士山地区、東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区、別所温泉地区、川西地区

(2) 丸子地域自治センター区域

(3) 真田地域自治センター区域

(4) 武石地域自治センター区域

2 対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもり

3 実施日

集 合 検 査 令和7年8月18日から9月3日まで

所在場所検査 令和7年9月5日から9月26日まで

4 集合検査実施場所

別 紙

(別紙) 集合検査実施場所

実施日	検査会場	検査時間
8月18日(月)	塩田公民館	午前9時30分から正午まで
		午後1時から午後3時まで
8月20日(水)	武石地域自治センター	午前9時30分から正午まで
8月21日(木)	城南公民館	午前9時30分から正午まで
		午後1時から午後3時まで
8月22日(金)	真田中央公民館	午前9時30分から正午まで
		午後1時から午後3時まで
8月25日(月)	川西公民館	午前9時30分から正午まで
8月26日(火)	上野が丘公民館	午前9時30分から正午まで
		午後1時から午後3時まで
8月27日(水)、 28日(木)	丸子福祉センター	午前9時30分から正午まで(両日)
		午後1時から午後3時まで(両日)
9月2日(火)、 3日(水)	西部公民館	午前9時30分から正午まで(両日)
		午後1時から午後3時まで(両日)